

厚岸町規則第65号

厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成28年厚岸町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（公務出席簿）

第6条 特別職の職員（条例別表第1に規定する報酬の支給区分が年額及び月額のを除く。）が公務に従事した場合には、当該特別職の職員を所管する課長等は、公務出席簿（別記様式）を作成し、当該従事に対する報酬及び費用弁償の支出命令書に添付しなければならない。

2 前項の公務出席簿の保存年限は、5年とし、年度ごとに保存する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

公務出席簿

課長	課長補佐	係長	担当スタッフ	起票者	合議
従事日時	自	年	月	日	時 分

	至 年 月 日 時 分	
従事用務		
従事場所		
従事者 職氏名		
伝票照合	照合年月日	照合者印
	年 月 日	
備考		

(注) 記入欄が不足する場合は、別紙に記入し、添付すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。